

令和7年度（2025年度）  
第2回北海道環境審議会

議 事 録

日 時：2025年8月29日（金）午前10時開会  
場 所：かでの2・7 1040会議室

## 1. 開 会

○事務局（高橋環境政策課長） 定刻となりましたので、ただいまから令和7年度（2025年度）第2回北海道環境審議会を開会いたします。

本日は、ご多忙の中をご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めます環境生活部環境政策課の高橋でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の審議会ですが、委員総数16名のうち、オンラインでこの後にご出席予定の白木委員を合わせまして過半数の10名のご出席となっております。北海道環境審議会条例第5条第2項の規定により、本審議会は成立しておりますことをご報告いたします。

### ◎事務局連絡事項

○事務局（高橋環境政策課長） 次に、お手元にお配りした資料の確認をさせていただきます。

資料は、次第、委員の皆様の出欠表、配席図のほか、ご審議いただく資料として、資料1、資料2、資料3-1から資料3-2、資料4のシリーズが資料4-1から資料4-3-2まで、続きまして、資料5に加え、資料5（参考）、資料6のシリーズが資料6-1から資料6-3までを配付してございます。

ご不足、不備がございましたら事務局までお声がけください。

また、別物として、環境基本計画（第3次）の冊子も机の上に置いてございます。部数が少ないこともございまして、お帰りの際にはそのまま机の上に置いていただければと思っております。

また、前回の環境審議会でご審議、ご了承いただきました指定事項を加えたものとして、改めて最終改正とした審議会運営要綱に基づく指定事項についてをお配りしておりますので、参考にしていただければと思っております。

また、オンラインでご出席の委員の皆様方へのお願いです。

ご発言の際には、手を挙げるボタンを押していただくか、発言の申出をしていただき、会長の許可を得た後にご発言していただくようお願いいたします。その際、マイクとビデオをオンにしていただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、この後の進行を吉中会長にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉中会長 皆さん、おはようございます。

今日もどうぞよろしくお願いいたします。

議事が六つ予定されております。順次、進めてまいりたいと思います。ご審議をどうぞよろしくお願いいたします。

一つ目の議事は記念保護樹木の指定の解除についてですが、こちらは自然環境部会への指定事項でございます。

これについて、部会長を務めております私から簡単にご説明申し上げたいと思います。

資料1をご覧ください。

今回、記念保護樹木の指定を解除するという案件について諮問を受けました。

8月6日の部会で審議を行い、原案を適当と認める旨、答申しました。

記念保護樹木は、皆さんにご案内のとおりかと思えますけれども、北海道自然環境等保全条例に基づき、由緒、由来のある樹木または住民に親しまれている樹木のうち、郷土の記念樹木として保護することが必要なものを指定するという制度でございます。

今回、解除ということで諮問を受けた樹木は、概要にあるとおり、中富良野町長谷川の水松記念保護樹木という推定樹齢がおよそ400年の立派なイチイです。一方、この樹木は、3ページに写真を載せてありますけれども、枯損が激しく、回復が見込めない状況であり、さらに2ページに位置を載せていますが、農地の真ん中にあることから、樹木の所有者から農作業の支障となっているため伐採したいという申出があったということです。

これらの状況を踏まえ、部会では慎重に審議を行いました。

その結果、写真3でご覧いただいているとおり、今後、健全な状況に復することは非常に難しいのではないかとということ、さらに、所有者の意向、農業の安全かつ十分な実行という観点から、今回、指定を解除するのはやむを得ないのではないかと意見でまとまりました。

次のページに諮問、答申の写しをつけていただいておりますけれども、原案どおり、指定解除の原案を適当と認める旨、決議しまして、即日、答申させていただきます。

私からの説明は以上です。

何かご質問、ご意見等がありましたらお願いいたします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中会長 続きまして、同じく自然環境部会への指定事項ということで、議題2の鳥獣保護区の指定及び特別保護地区の再指定についてです。

資料2をご覧ください。

こちらもお案内のとおりですけれども、鳥獣保護管理法に基づき、鳥獣の保護を図るため必要があると認められる区域を20年以内の期間を定めて鳥獣保護区として指定するという制度でございます。その鳥獣保護区の中でも特に必要がある区域は、特別保護地区として鳥獣保護区の設定期間の範囲内で指定することができるという規定になっております。特別保護地区につきましては、全く新たな指定だけではなく、期間が満了した後、再指定する際にもこの審議会から意見を申し述べることになっています。

今回は、今年の9月30日をもって存続期間が満了する、3ページに書かれてある12か所の鳥獣保護区特別保護地区について、引き続き指定するのはどうかということで諮問をされています。

細かい指定、法律の構成、それから、指定に向けた流れ等については資料の1ページと2ページをご覧ください。

3ページの12か所のうち、ご覧のとおり、ナンバー11は大規模生息地となっておりますけれども、それ以外は森林鳥獣生息地という指定区分になっています。

同じく8月に開催しました自然環境部会で、これら12か所の特別保護地区の再指定につきまして慎重に審議を行いました。

いずれもこの12か所を原案どおり再指定することが適当ということで、こちらも次のページに諮問書、答申書をつけていただいておりますけれども、原案どおり答申させていただいたということでございます。

簡単ではございますけれども、私からは以上です。

ご質問、ご意見をいただければと思います。よろしく申し上げます。

今回の審議会の資料にはそれぞれの鳥獣保護区の細かい資料はついておりませんが、部会ではそれぞれの鳥獣保護区の概要等の資料をつけていただいた上で審議を行っておりますことを申し添えたいと思います。

そういうこともありますので、ここの保護区はどうなっているのかということがありましたら、ぜひご質問をいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中会長 それでは、もし何かありましたら、後ほどでも結構ですので、おっしゃってください。

続きまして、同じく報告の三つ目の令和7年度エゾシカの可猟区域及び期間等についてですが、資料3-1、資料3-2をご覧ください。

こちら、8月6日に開催しました自然環境部会で諮問を受け、審議し、答申させていただいております。

狩猟期間は、こちら鳥獣保護管理法に基づき全国一律の期間を国が定めておりますけれども、著しく個体数が増えた鳥獣などについては、都道府県知事が第二種特定鳥獣管理計画というものを策定した上で狩猟期間の延長などを行うことができますとなっています。ただし、その際にはこの審議会の意見を聞くことが規定されているところです。

エゾシカにつきましては、第二種特定鳥獣管理計画を策定しておりまして、毎年度、可猟区域、可猟期間、捕獲数の制限を定めています。それらにつきまして、先日の部会において、今年度はどうするかということで原案を諮問いただいたところです。

こちら皆さんはご案内のとおりですが、エゾシカの生息数は各地で増加、または非常に高い水準で推移しており、農林業被害や交通事故発生件数、特に交通事故については過去最高の件数となってしまっているということです。

人とのあつれきの増加が今も続いている状況ですので、個体数の増加に何とか歯止めをかけていくため、引き続き、狩猟による捕獲圧を最大限かけていくことが必要であろうということから、今回の案が諮問されたということでございます。

資料の5ページの北海道の地図が載っている別図1をご覧ください。

これが可猟区域、可猟期間の全体像ですが、先ほど申し上げたように、国が定めている狩猟期間は10月1日から来年1月31日までですけれども、北海道におきましては、先ほどご説明した状況に鑑み、10月1日から期間を最大限延長した3月31日までということで、地図で言うとA区域ですね。上の棒グラフのようなものでは一番上ですけれども、これをまず基本としようということでございます。

ただし、農耕地における収穫作業等の事故防止の観点から、期間を制限して調整しております、それがB区域からE区域です。少し細かい調整をしておりますけれども、それぞれの区域の状況に応じて調整したという説明でございます。

それから、猟区が二つ設定されております。西興部と占冠ですけれども、こちらの猟区においては、法律上最大で設定できる9月15日から4月15日までの期間としています。

以上が可猟期間、可猟区域の概要です。

少し分かりにくいですが、A区域の10月1日から3月31日というのを基本としつつ、安全面、事故防止の観点等から調整を行っているということです。

さらに、雄、雌のどちらをどの程度捕ってもらいたいのかについて、何とか個体数削減の効果が高い雌鹿の捕獲を増やしたいということで、昨年度と同様、12月1日以降は銃猟による雄鹿の捕獲頭数を1人1日当たり1頭に制限することにしております。雄鹿に代わって雌鹿をたくさん捕ってもらいたいという趣旨でございます。

以上、概略だけ申し上げましたけれども、今年度のエゾシカの可猟区域、可猟期間、捕獲数を含めて諮問を受けております。

また、資料3-2は、関係団体あるいは町村会等からいただいた意見とそれに対する北海道庁としての回答、見解をまとめていただいたもので、参考までにつけております。

大きく言いますと、エゾシカの個体数削減をさらに推進すべきということでは皆さんが一致しております。一方で、安全確保、さらには狩猟以外の有害駆除等の総合的な政策等についてもしっかりと行っていくべき、さらに、生態系へのエゾシカの個体数増加による影響をどうやって把握、評価するのかということも検討していくべきというようなご意見をいただいていたかと思えます。

それらを踏まえて、8月6日の部会で審議を行いました。結果、原案どおり、先ほど申し上げた狩猟期間、狩猟区域、頭数が適当であろうという決議をいたしました。

ただし、今までも同様の対策を進めている一方で、なかなか個体数が減少していないことについてはもう少し総合的な検討、対策を考えるべきではないかということ、さらに、この審議会後、本日いただくご意見もぜひ参考にさせていただきたいと思っておりますけれども、部会で非常に限られた時間で審議を行っておりますので、そこで出た意見について、エゾシカ対策有識者会議という場がありますから、そこでも審議会が出た意見も参考に審議をスピードアップしていただきたいという趣旨で、資料4-1の前のページですけれども、答申に当たって二つの附帯意見をつけさせていただきました。

私からのご説明は以上でございます。

少し分かりにくいところもあると思いますので、ぜひご質問をいただければと思います。よろしくをお願いします。

○大橋委員 質問です。

資料3-1の一番最初の経緯のところ、捕獲数の一層の上積みが必要な状況ということですが、一方で、エゾシカを駆除、狩猟するハンターの数はどういう状況になっているのでしょうか。

我々経済界は、今、どの企業でも人手不足で、担い手がないという状況ですが、ハンターの方々もそのような状況になっているのではないかという気がしております。もしハンターの数が増えていない、あるいは減っているということであれば、物理的な狩猟期間を延ばすなどの対策を取っていかないと、なかなか目標の捕獲数には達しないのではないかという気がしています。

その辺の現状がどのようになっているのかを教えてくださいたいと思います。

○吉中会長 狩猟登録者数の推移、あるいは、それに対する北海道庁のお考え等がありましたらお願いいたします。

○事務局（小島野生動物対策課長） まず、狩猟者の推移です。

確かに人数は減っているのですが、例えば、昭和53年には2万人いらっしゃったのですが、平成14年に1万人を切ってしまって半数になっています。その後、いろいろな狩猟者の確保の対策に取り組んでおまして、近年は微増という状態です。

ちなみに、令和5年では全体で1万3,000人のハンターがいらっしゃいますので、少しずつですが、増えています。ただ、2万人までにはまだ達していないということで、まだまだこれから担い手は必要という認識です。

○大橋委員 担い手を増やすことについては道として何か取り組まれているのでしょうか。

○事務局（小島野生動物対策課長） 道につきましては、狩猟者免許の試験の機会を増やすということで、様々な形でこれまで免許試験の会場、回数を増やしております。また、一般の方に狩猟に興味を持っていただくために、セミナーやイベントを通じて狩猟の魅力などをお伝えしながら、試験を受けていただく方々を増やす取組をしています。また、技術的な向上も必要でしょうから、狩猟の初心者に対して研修会を開催している状況です。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 資料3-1の4ページの6の（2）調査研究のところ、

モニタリングというのはどのような団体がどのようにされているのか、教えてくださいませんか。

○事務局（車田課長補佐） モニタリングでございます。

まず、エゾシカの生息数のモニタリングとしましては、いわゆるライトセンサスという、夜間に毎年同じ道路を走って、両側をライトで照らしてエゾシカの数を数えるという調査をしています。絶対密度は把握できないのですが、相対密度の把握手法として、毎

年、同じルートでやることでエゾシカの増減等を確認することになっておりまして、離島を除く全市町村にルートを設定してございます。

そのほかに、狩猟者の皆様からレポートを提出いただくということです。それは、いつどこに出猟してどれだけ捕ったか、または、どれだけエゾシカを目撃したかということから、狩猟努力量当たりの目撃数や捕獲数も個体数の増減動向の指標として使わせていただいております。

○佐藤（久）委員 もう一つです。

ライトセンサスは、道庁が募集して、実際には、企業名は結構ですけども、例えば、コンサルなどが入札という感じでやられているのですか。

○事務局（車田課長補佐） ライトセンサスは、葉っぱが落ちてエゾシカが見やすくなった時期、また、積雪の前にやるということで、10月下旬の限られた日数で全道一斉にやらなければなりませんので、大規模なマンパワーが必要です。ですから、エゾシカの観察にかなり優れている北海道猟友会というハンターの団体がありまして、全道に支部がございまして、猟友会への委託でやらせていただいております。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

様々な対策、また、継続的な対策を講じられているにもかかわらず、なかなか成果が上がっていないという状況について、ご意見、サジェスション等があればお願いします。

○大橋委員 単純に数を減らそうということで行くと、猟以外にわなを仕掛けるとか薬物を使うという方法があると思うのですが、やはり自然保護等の観点に照らして、そういう方法は選択し得ないのでしょうかというご質問です。

○事務局（車田課長補佐） 狩猟の関係で諮問をさせていただいておりますけれども、エゾシカの捕獲には大きく分けて狩猟と許可捕獲、いわゆる有害駆除がございまして。現在、捕獲数の割合的には、狩猟が2割強、残りが有害駆除となっておりますが、有害駆除の中では、わなを使ったくくりわなや大規模な囲いわなで捕獲をしている状況です。

ただ、現在、エゾシカの数をコントロールする上で、捕獲以外の手法、ご指摘のあった薬剤を使うといったものは世界的にもやられてはいないということで、おっしゃるとおり、ほかの自然環境にも影響を及ぼすこともありますので、そういう観点から、鹿を対象とした捕獲以外の対策は今までのところでは行われておりません。

○吉中会長 今いただいたご意見は附帯意見の一つ目とも関わるとは思いますが、有害駆除、許可捕獲と狩猟、さらには社会的な状況や土地利用の状況など、総合的な観点から検討していく必要があるのだろうという意見が部会でも出ておりました。

ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中会長 それでは、この議題はここまでにいたします。

続いて、議事の四つ目、温泉法の規定に基づく許可申請についてということで、こちらは温泉部会の指定事項ということです。

今回、高橋部会長にご出席をいただいておりますので、リモートでご報告をお願いいたします。

○高橋委員 それでは、温泉部会における報告をさせていただきます。

温泉部会では、温泉法の規定に基づく許可申請の審議結果を毎回報告させていただいております。

部会では、環境審議会運営要綱に基づく指定事項として、温泉の掘削、増掘、動力装置の許可に係る処分について審議を行っており、その結果を道へ答申させていただいております。

お手元の資料4-1の令和7年度北海道環境審議会温泉部会開催状況のとおり、令和7年6月4日に第1回温泉部会を開催しております。

第1回温泉部会の議案一覧を資料4-2、参考資料を資料4-3-1と資料4-3-2として添付しております。

温泉部会では、知事から諮問のあった温泉掘削等の許可申請に対して審議させていただきまして、全ての議案について許可相当と答申させていただきました。

審議結果の報告は以上となります。

ご審議のほど、どうぞよろしく願いいたします。

○吉中会長 それでは、今ご報告がありました温泉部会での諮問、答申につきまして、ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

私から1点ですが、今回審査した議案でいいますと、5番から7番は地熱発電を想定された掘削と理解してよろしいでしょうか。

○高橋委員 そのとおりでございます。

○吉中会長 ほかによろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中会長 それでは、ご報告のとおりということで承りました。

高橋部会長、どうもありがとうございました。

続きまして、議事（5）の令和7年度北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果についてに移りたいと思います。

まず、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋環境政策課長） 事務局の環境政策課でございます。

お手元に、資料5と資料5（参考）というものをご用意いただければと思います。

本日の審議会の場では、北海道環境基本計画〔第3次計画〕に基づく施策の進捗状況の点検・評価結果（案）についてのご審議をいただきたく、今、ご紹介いたしました資料を準備してございます。こちらは、これまで審議会委員の方々からいただきました意見を踏まえまして整理をいたしました点検・評価結果の中間報告の案をお示しするものです。

現在、集計中のものもございます。定量的な点検・評価も含めまして、次回、この後に改めてご案内を差し上げますが、詳細につきましては、10月中旬以降に開催を予定して

おります審議会でご説明させていただければと思っております。

これまでいただいた主な意見につきましては、資料5の（参考）という横組みの資料にまとめてございます。

4ページでこれまでの意見のまとめをさせていただいております。これらのご意見を踏まえまして、例えば、資料5本編の2ページをお開きいただきたいのですが、進捗状況を分かりやすくするために、2ページの下に達成状況の表記ということで二重丸から黒三角、横バーまで、目標を達成している場合から基準値よりも後退している場合、また、補足データ、あるいは基準年以降のデータがない指標ということで表記しております。

具体例としましては、資料5の16ページです。

この場では一例をご紹介しますが、廃棄物処分量について、減少させることを目標としておりますけれども、現状として進捗状況は黒三角、基準値よりも後退している場合ということで、視覚的にグラフだけで表すのではなく、こういった記号を前回報告書から盛り込むことにしてございます。今年度の点検・評価につきましても、こういった表現でグラフを追うのと併せまして、記号を用いて分かりやすさを表現していくということを引き続きやって作業を進めてございます。

なお、資料5の全体の構成につきましては、前回、令和6年度の報告と同様の整理の方法、構成といたしております。

現在の点検・評価の進捗状況でございますけれども、18ページに進んでいただきたいのですが、資料の中には、定量データにつきまして、集計中のものは18ページにあるように「集計中」と記載しております。記載内容につきましては、この後、引き続き施策の進捗状況の整理が済んだ段階で私どもで精査を行うこととなります。

文章表現も含めまして、次回お示しする場合、変更となることもございますことはご了承をいただきますよう、よろしくお願いいたします。次回の説明の中で大きく変更する場合につきましては、対照表等を作成、お示しいたしまして、この部分が今回から変更しますということで表現させていただきたいと思っております。

繰り返しになりますけれども、点検・評価、定量的なデータの取りまとめがまだ済んでいないところもございますので、この程度でご報告させていただければと思っておりますが、本日この場では、今年度、整理を進める上でお気づきの点等がございましたらご意見をいただきたく、審議していただければと思っております。

どうぞよろしくお願いいたします。

○吉中会長 今ご説明があったとおり、まだ作業はこれからというところが多いと思います。ただ、今までこの審議会でも皆さんからいただいたご意見等を踏まえて、今年度は横書きの資料にあるような方向性でこれから作業を進めていきたいというご説明だったかと思っております。ですから、特にそのあたりを中心に、今後の評価の進め方、構成等につきましてご意見をいただければ大変ありがたいと思っております。

どこからでも結構です。よろしくお願いいたします。

○東條委員 目標値ですが、見直されたものもあるかと思うのです。

例えば、今、説明をいただいた廃棄物関係は、昨年度の計画で大分数値を見直しています。それが反映されていないようなのですけれども、いかがでしょうか。

○事務局（滝山課長補佐） 環境政策課でございます。ご質問をありがとうございます。

今回、令和7年度の点検・評価ということでご記載しているのですけれども、実際のデータにつきましては令和6年度中のものを評価することになってございます。そのため、廃棄物処理計画が本年度当初に改定されておりますけれども、データ自体が令和6年度のものでございますので、この結果までに関しては前の廃棄物処理計画の指標と目標値を比較するというので取りまとめをしております。

○吉中会長 そういう注意書きがどこかにあったらいいのではないですか。

○事務局（高橋環境政策課長） 今のようなご質問もあると思いますので、承知しました。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

私から質問ですが、自然環境部会と関係が深い生物多様性保全計画との関係についてです。

こちら今、東條委員からのご質問と少し関係しますけれども、生物多様性保全計画が令和6年度に改定されているということで、それを踏まえた環境基本計画の進捗状況等については、今年度、具体的にどんな形でされるのか、もし何かお考えがあれば教えてください。

○事務局（梅津企画調整係長） 今、生物多様性保全計画も第2次計画に改定されているところで、現状ではデータの収集をメインに進めておまして、具体の記述内容につきましては、担当課とこれから調整をして、どこまで落とし込めるかを議論していく予定です。

○吉中会長 もし必要であれば部会でも審議する用意がありますので、ご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

広範な分野にわたりますので、なかなかぱっと意見が出てこないかもしれませんが、進め方等についてお気づきの点がありましたらお願いいたします。

○大橋委員 各委員から出された意見や私が申し上げた意見も反映していただいて、ありがとうございます。

児矢野委員から、黒三角のところなぜ達成できていないのかをしっかりと記述すべきではないかというお話があったと思います。

例えば、本書の20ページの産業廃棄物の再生利用率のところはまだ集計中なので、評価が入っていないと思うのですが、下のほうを見ていくと、地域別で占める割合は十勝云々となっていて、集計結果の事実だけが書かれています。こういうところは、実際に集計が終わった段階で、これだけ見ると道央圏だけ著しく低いなという話に見えるのですけれども、そういったところの分析や評価をこの項目に限らず書き込んでいただければいいのかなと思いましたので、その点をお願いしたいと思います。

○事務局（高橋環境政策課長） なぜ達成できないかという理由、どういう表現ができるかということは、今後、担当課とも引き続き点検・評価、書きぶりを含めて内部で調整していきます。今いただいたご意見を踏まえて次回以降にご紹介できればと思ってございますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○東條委員 今、廃棄物のところが出ていますが、循環部会では、前の計画が野心的過ぎて現実的ではないということで、新しい計画ではもう少し合理的なものに見直しています。そういう意味で、なぜ新しいものを使わないのですかという質問を先ほどしたのですけれども、この三角にはそういう意味もありますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○事務局（高橋環境政策課長） 本日以降、引き続き、点検・評価について、定量的なデータを含めて、先ほど大橋委員からご意見がございました書きぶりも含めて内部で作業を進めてまいります。

この場でご意見をいただきましたけれども、引き続きお気づきの点やご意見等がありましたら事務局までお申し付けいただきまして、それを踏まえて点検・評価作業を進めてまいります。次回、中間報告の際に、そういったことを踏まえた結果についてご報告できればと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

○吉中会長 皆さんお忙しいかと思ひますけれども、ぜひもう一度ざっとご覧いただいて事務局にご意見を寄せていただければと思ひます。どうぞよろしくお願ひいたします。

続いて、最後の議題のゼロカーボン北海道推進計画の見直しについて、温暖化対策部会の佐藤（友）部会長代理より説明をお願ひいたします。

○佐藤（友）委員 それでは、地球温暖化対策部会の部会長代理の佐藤より報告させていただきます。

当部会に付託されましたゼロカーボン北海道推進計画の見直しの検討状況についてご説明します。

資料6-1から資料6-3までございまして、資料6-1がこれまでの経過と今後の審議予定になります。資料6-2が第1回部会の資料になります。資料6-3は第1回の部会における主な質疑の内容をまとめたものです。

まず最初に、資料6-1をご覧ください。

これまでの経過、状況です。

7月14日に第1回の部会を開催しまして、見直しの基本的な考え方や進め方などについて確認した上で、削減目標の設定や取組の基本的な方向性について事務局から示された論点整理の案を基に審議を行いました。

資料の下段が今後の検討内容と審議予定になります。

9月開催予定の次回、第2回の部会において、第1回の論点整理を踏まえまして、取組の基本的な考え方や削減目標の設定の考え方などについて検討し、第3回の部会において

改定計画の素案について検討を行うスケジュールとなっています。

それでは、第1回部会の開催概要について説明しますので、まず、資料6-2をご覧ください。

少し進めていただいて、4ページをご覧ください。

こちらにゼロカーボン北海道推進計画の見直しの基本的な考え方についての記載があります。

一部読み上げますと、本年2月に国がGXビジョンとともに地球温暖化対策計画を改定したところであり、道としては、国の計画改定を踏まえながら、本道の強みを生かしたGX施策の展開、地域の発展、共生に資する脱炭素化の取組など、現行計画策定後の道内の脱炭素の現状や方向性なども分かりやすく示し、共有することで、環境と経済が好循環するゼロカーボン北海道の実現に向けて道内一体となって取り組んでいくためのガイドブックとしたいという旨の説明がありました。

さらに、地球温暖化防止対策条例の理念である「我が国のみならず、世界の地球温暖化防止対策に貢献していく」といった視点を持って、目標や施策を整理していきたいとの説明がありました。

少し進めまして、スライド13をご覧ください。

7月14日に開催した第1回部会では、計画の前段部分である2の本計画の位置づけと期間、4の世界と日本の削減目標の各項目につきまして、事務局から時点の更新、年次の更新を趣旨とした修正内容の説明を受けた後、5の北海道の削減目標、それから、6の温室効果ガス排出抑制等の対策・施策の(1)の取組の基本的な考え方について論点ごとに議論を行いました。

これらの具体的な内容について、スライドの15と16をご覧ください。

まず、スライド15ですけれども、本計画の位置づけと期間については、関連計画と連携の重要性を明確に示すためにその旨を明記するとともに、体系図を修正しまして、計画期間を2040年度までに変更する考えが示され、こちらについては特段の意見はありませんでした。この部分は、スライド16の図を右のように改定して、計画の期間を2040年度までに更新するという提案です。

次に、スライド17をご覧ください。

世界と日本の削減目標について、直近の国際的な動向として、IPCCなどの動きについて、赤字で示された追記が提案されています。

スライド18が国内の動向になりまして、こちらについては、国の温対計画の改定、GX2040ビジョンなどの概要についての追記が示されているところです。

続きまして、スライド19をご覧ください。

北海道の削減目標については、今回、新たに2035年と2040年の目標を設定する考えであり、その経路について論点整理の案が示されました。

図中の赤い点線で示されているような国の設定を踏まえた直線的な経路が適当なのか、

あるいは、青い点線で示されているような、北海道の強みを生かして世界に貢献する姿勢としてカーボンネガティブ、すなわち、ネットゼロを超えてマイナスな状態に持っていき、これを目指していくことも考えられるかどうかといった議論を行いました。

これに対して、委員の皆様からの意見を資料6-3にまとめています。

資料6-3の上段部分をご覧ください。

一つ目の項目にあるように、カーボンネガティブを目指すべきである、そして、北海道の再生可能エネルギーの発電ポテンシャルは太陽光と風力、中小の水力が全国で1位、さらに地熱が全国で2位であるという現状を踏まえて、こうしたポテンシャルを生かして北海道が率先して削減を進めないと日本全体での目標は達成できないだろうといった意見がありました。

資料6-2に戻っていただいて、スライド21をご覧ください。

こちらは温室効果ガス排出抑制等の対策・施策についてです。

ページの左側で、ちょっと字が小さいですが、計画本編の8ページにある取組の基本的な考え方を写したものです。

この考え方について、国の計画改定や北海道環境審議会の昨年12月の評価意見を踏まえた事務局による論点整理の案として、取組の方向性やイメージ図などを追加して、より分かりやすい構成とするといった考え方が示されております。

次のページのスライド22をご覧ください。

取組の基本的な考え方について事務局から提示のあった論点整理案の一覧になります。

表の左側の欄に丸がついている項目が幾つかありますが、これは現行計画からの抜粋です。

表の右側の太枠の中に、考え方ごとに①から⑥の論点が整理されています。

このうち、論点の①から④については現行の基本的な考え方の柱に加えてはどうかといった提案です。⑤と⑥については、GX政策に関係するもので、現行の基本的な考えの柱の中にはないものですから、新たに柱立てしたらどうかとの提案がありました。

これらの具体的な内容がこの後のページでスライド23からスライド49まで、ちょっと長いのですが、続いております。

これらは、国の改定計画や本環境審議会の答申などを踏まえて論点が整理されたもので、第1回の部会では、論点ごとに取組の考え方や方向性について議論を行いました。

再び、これらについての意見が資料6-3の2項目め以降になります。

意見の内容を確認していきます。

まず、論点①についてですが、マイクログリッドだけではなく、1次産業など地域が関わるような再エネ資源の活用など、地域の視点を持って様々な再エネ事業を広げていく、そういった表現が適切ではないかというご意見です。それから、分散型の脱炭素社会を実現するには、地域エネルギー会社の設置促進など、市町村に対して脱炭素の取組、地域課題を同時解決していくような中間支援組織を設置し、地域に寄り添い、伴走

支援していくことができないかといった意見、さらに、排出を減らすことも大事ですが、CO<sub>2</sub>の排出量を実質ゼロあるいはマイナスにするには吸収についても考える必要がありますので、例えば、森林の吸収源については再生林を促すような取組、こういったところをもう少し強く書く必要があるという意見がございました。

次に、論点②の若い世代の理解促進に関してですが、質疑の内容としましては、若い世代に責任を押しつけるように見えてしまうので、若い世代につないでいくような表現に工夫したほうがよいだろうという意見や、家庭・業務の民生部門の達成目標に向けては、普及啓発だけではなく、どのように関わることが望ましいかを示せないかといった意見がございました。

その次は、論点④になります。

こちらは地域の共生や地方創生に関する部分ですが、再エネ施設の設置について、道として地域との共生のあるべき姿を示していくと、市町村も推進できると思って取り組めるだろうといったご意見です。

それから、論点⑤のGX政策との協調に関しましては、カーボンネガティブを達成しようとするには再エネだけでは不十分で、CCSや水素などの新しい別のテクノロジーを入れる必要がある、地域に小規模に分散している再エネと、集約した新しいテクノロジーを大きな規模で取り入れていく、そういった両輪が必要という意見がございました。

以上が第1回部会でありました主な説明の内容と意見、コメントになります。

今後、9月に開催が予定されている第2回部会では、こうした議論を踏まえまして基本的な方向性の案を議論していくとともに、削減目標や対策・施策など、より具体的な事項についての審議を予定しております。その後、改定素案の取りまとめに向けた審議を進めまして、その内容については改めて当審議会に説明したいと考えております。

私からの説明は以上です。

○吉中会長 佐藤（友）委員、詳細な説明をありがとうございました。

今、ご報告がありました部会での審議の状況について、ご質問、あるいは今後の進め方等についてのご意見をいただければと思います。

皆さんがお考えいただいている間に、私から1点、質問と意見です。

国でもカーボンニュートラルとネイチャーポジティブ、いかにその両方を実現するかというウィン・ウィンの関係といいますか、シナジーを高めることが求められているかと思えます。今回の排出抑制、あるいは吸収源を増加させていくというところで、ネイチャーポジティブという考え方、視点はこれからどんなふうに検討されていくのか。造林、再生林というお話が少しありましたけれども、それに当たって生物多様性やネイチャーポジティブをぜひ取り入れていただきたいと思うのですけれども、もし部会でそのあたりが議論になっていましたら教えてください。

○事務局（佐伯課長補佐） ゼロカーボン戦略課です。

会長がおっしゃるように、カーボンニュートラルについても、国でも示されております

ように、ネイチャーポジティブ、サーキュラーエコノミーとシナジー効果で進めていくことが有効であるということで、直近では、審議会でご審議をいただき、改定された生物多様性保全計画にもそういった記載があります。

具体的には、スライド24にさらなる吸収源の確保という項目がございまして、ここは今、森林、農地、ブルーカーボンという記載、再造林という記載があるのですが、そういったところにネイチャーポジティブの考え方を入れるとか、三つのシナジー効果を今回、ガイドブックとして、そういった関係を分かりやすくお示しできればなど現段階では考えているところでございます。

○吉中会長 ぜひ温暖化対策部会でもご議論いただければと思いますし、これから改定される推進計画、あるいは概要資料にもそういう観点をぜひ明記していただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それにつきましても、もし自然環境部会でお手伝いできることがありましたら、いつでもお申し付けいただければ審議したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○高橋委員 1点、確認というか、教えていただきたいことがあります。

先ほど、温泉部会でも地熱案件の掘削みたいなものがあつたと思うのです。そういう意味では、この政策を進めるに当たって、いわゆる経済的なインセンティブがどうなっているかは非常に重要かと思えます。そういう経済合理性というか、例えば、売電価格がどうなっているとか、国の補助金がこういうふうにあるのでこういう政策が進めやすいとか、そういう観点からの議論というか、整理は何かなされているのか、そのあたりを教えてくださいたいです。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 温暖化対策担当課長の中島でございます。

経済との関係ですけれども、今年度、国でGX2040ビジョンなども策定しておりますので、それと連動して私どもの計画も改定しようと思っております。

今後、売電価格などの詳しいことについては、特に今のところは部会で議論をしていただいていないのですが、この計画は北海道省エネ・新エネ促進行動計画とも連動して改定してまいりますので、そのあたりも含めて検討していきたいと思えます。

○高橋委員 地域や市町村を取り込む場合にはいろいろとインセンティブが必要だと思いますので、そのあたりも含めて検討いただければありがたいと思えます。

○吉中会長 ほかにございせんか。

○白木委員 すみません、少し遅れて入りました。

北海道の再エネポテンシャルを最大限生かして増やしていくという点は分かったのですが、再エネを増やす一方で、例えば今、北海道の主力電源はやはり火力になっていまして、CO<sub>2</sub>の排出量も相当なものだと思います。その火力の扱いについて、今後、火力発電所を再エネの増大に併せて減らしていく、あるいは、今、技術はいろいろ進んでいると思うのですが、CO<sub>2</sub>を排出しないような形で火力発電所を維持していくのか、そういったビジョンがもしかするとどこかに書いてあるのかもしれないのですが、そのあたりを教えていた

だきたいので、よろしくお願ひします。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 電力の排出抑制ということも各発電事業者で取り組まれていくかと思いますが、国で作成しておりますGX2040ビジョンやエネルギー基本計画でも議論がされておりますので、そのあたりはこちらも注視していきたいと思っております。

○吉中会長 具体的に部会では既存の火力発電をこれからどうしていこうという議論はあったのでしょうか、あるいは、これからされるご予定でしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 具体的にそのような議論はございませんでした。

○事務局（佐伯課長補佐） こちらの計画については、総合的に対策、施策を実施して排出量を減らすということで、エネルギー政策ということではなく、排出量削減の効果として、例えば、火力発電所については、今回見直されました国のエネルギー基本計画や地球温暖化対策計画において、CCSと組み合わせることによって、地中に埋めることにより排出量を削減することになります。CCSについては、この計画の中にも一部盛り込んでいくことを考えているところでございます。

○白木委員 まだあまり検討されていないのかなという印象を持ちました。

再生可能エネルギーを増やしても、それでCO<sub>2</sub>が直接減るわけではないので、その分、どこから差っ引くのかをかなり考えなければいけません。火力をどうしていくかは非常に重要だと思いますし、今、土に埋めていくという技術がかなり発展しているということは聞いているのですが、実際にそれがどの程度、効力を持って、今後使っていけるのかとか、そういったあたりも含めて、火力発電所からの排出量を抑えるという側面からの削減量も本来はこの中に入れていかれるのがいいと思いました。

今後の検討課題ということで、お考えいただければと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○大橋委員 今の白木委員のご質問に関連するのですが、ゼロカーボン北海道推進計画の中に、エネルギーの構成比がどう推移するかという数値はありませんでしたか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） こちらの計画の中にはございません。

○大橋委員 どこか関連するものには出てきませんか。

○事務局（佐伯課長補佐） 新エネルギーの導入目標や再エネについては目標値ということで記載がございませぬ。火力などのほかのエネルギーについては、こちらの計画には掲載してございませぬ。産業、業務その他、家庭というような部門ごとに排出量の削減目標が示されておりますので、その中で、電気の構成の影響などを加味して目標を定めているところではございませぬ。

○大橋委員 部門ごとの構成比があれば、当然、全部足せば全体の削減目標はあつて、CO<sub>2</sub>の削減目標に向かってどういうエネルギー構成で使っていけばこれだけCO<sub>2</sub>が削減されますと、裏を返すと火力の割合が減って再エネの使用量が上がつて、そんなものがどこ

かはないと、これを進めていく上で目安となるものがないのではないかと思いますのでけれども、そこは表には出てこないのですか。

もう一点申し上げたいのが、恐らく今、エネルギーの構成を変えていこうというときに、昨日、非常にショッキングなニュースがありました。秋田や千葉の洋上風力について、三菱商事が撤退するという話になっています。それは非常に大きなインパクトで、北海道も洋上風力について促進区域の指定が進んでいますけれども、実際、本当に事業が進むのが非常に懸念される材料になると思います。

そこを促進するために北海道として何か手当てができるのか、できないのかまで含めて考えないと、多分、この計画自体がなかなかうまくいかないのではないかと思います。一方で、国のエネルギー基本計画の中では脱炭素電源を有効活用しましょうということで行くと、原子力というのが一つのキーワードにもなってくると思うのです。

そうしたことも含めて、それを委員の皆さんが検討できるための材料を出していただいて協議を進めたほうがいいのではないかとということをございます。

私からの意見としては以上です。

○吉中会長 白木委員のご意見とも関連していると思いますが、大変貴重なご意見かと思えます。

この中では、エネルギーミックスをどうするのかは具体的に検討されていないということだったので、私からの質問です。

北海道庁として、これから北海道のエネルギーミックスはどのような姿を目指すのかというのはどこで議論されているのでしょうか。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） エネルギー政策に関しましては、我々の所管ではないので、分かりかねるのですが、北海道でエネルギーの配分を出しているものはないのではないかと考えております。

先ほどの白木委員のお話で言いますと、まずは、我々としては、国のエネルギー基本計画のエネルギー配分、あるいは、北海道の北電なりのエネルギーのビジョンを参考にしながら、北海道の、エネルギー構成の中でそれぞれの産業部門でどの程度エネルギーを使用するかによって、排出量を算出するという考え方です。新エネルギーがどのくらい進めば北海道として排出量がどの程度考えられるかという中で、全国の中で出された量の案分を掛けていくという算出方法で排出量を出していることになるかと考えております。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○佐藤（友）委員 先ほどまでの一部の議論について補足します。

今、回答があったとおり、電力の排出係数ということで、電化された部分については、こういった構成で火力、水力、原子力がミックスされているかが暗に考慮されたことになっています。これについては、北電などの推移などを外挿する形だと思うのですが、今後、どういう電力係数、排出係数になっていくかを見据えて出していくこととなります。

第1回の部会での議論は、その部分をすごく詰めたという状況にはまだなっておりま

せん。グラフの赤線と青線がありましたけれども、どういった方向性を目指すべきかというところで、北海道の状況を踏まえれば、国よりも進んだ対策、方向性を持つことが望ましいだろうというところでは意見が一致しつつあり、それを達成するために具体的にどうするかということで、吸収を増やすとか新しいテクノロジーをより積極的に導入するといった取組が必要だろうという意見が出てきている状況です。

ですから、今後の部会に出して、今いただいたような議論をより精査した形で審議を進めたいと考えております。

○吉中会長 ぜひよろしくをお願いします。

ほかにいかがでしょうか。

○佐藤（久）委員 雑駁な話になってしまいますが、ゼロカーボンはずごく複雑で難しいテーマだと思います。せつかく専門の方がいらっしゃって、部会もあるので、少し難しいかもしれませんが、連携ができるとさらに進むと思いました。

例えば、温泉部会で地熱発電の話があったり、私が参加している水環境部会でも、下水道排水の処理は多量にCO<sub>2</sub>を出していると思うのですが、ほかの部会と少し関係があってもよいと思いました。

質問ではなくて、可能でしたら考慮していただければというコメントです。

○吉中会長 今後の検討内容、審議予定のところにはほかの部会の関係は書かれていませんが、今、佐藤（久）委員からご提案のあった、関係する水環境部会や温泉部会、あるいは私から申し上げた自然環境部会等で、これを一度、検討していただくような機会を設けていただくことはできるのでしょうか。

○事務局（中島地球温暖化対策担当課長） 私どもで部会を開催しまして、その内容をこちらの親会でも報告し、共有させていただいているところですが、部会の審議内容等を温対部会の委員の方以外にも共有させていただいて、またご意見をいただければと思います。幅広い分野が関係する事項ですので、この後、事務局とも相談させていただいて、対応を検討していきたいと思えます。

○吉中会長 よろしくをお願いします。大変重要なご意見だと思います。

ほかにございませんか。

○児矢野委員 私も、今、委員の方々がおっしゃったことに賛成します。

会長もおっしゃいましたけれども、いろいろなところに横断的に関わる問題です。前回、温対法の道基準作成の際に、ほかの部会も関わって議論が結構できたと思いますので、やはり他の関係する部会の専門家の意見も聞いたほうがよいと思えます。

私も、会長や他の委員の方々がご提案されたことに強く賛成したいと思えますので、ぜひ前向きにそのようにしていただきますようお願いいたします。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

○白木委員 先ほどのお話や資料の中に、再エネを進めていくためには、地域の理解、特に地産地消などを進めていくことが非常に重要と書かれておりました。私もまさにそうだ

と思うのですが、現在、恐らくそうになっていなくて、最近では地域の理解を求めることが難しくなっている事業もかなりあると思います。

特に、地産地消ということに関して、北海道で実際にどのように進めていくのか、もし具体的な方策等をお持ちでしたら教えていただきたいと思いました。

○吉中会長 先ほど、地域脱炭素化促進区域の設定に当たる基準の議論の話もありましたけれども、それとも非常に関わるのかと思いますので、そういう観点からも事務局から何かお答えいただければと思います。

○事務局（佐伯課長補佐） スライド23になりますが、答申で、分散型エネルギーシステムの構築、展開を図ること、地域環境に対する適正な配慮と理解の下、関係事業を進めるということで、今、スライド24の1番目の黒丸に、需給一体型の分散型エネルギーシステムやマイクログリッドの構築というものを記載しているのですけれども、ほかにもいろいろ関連する事業を啓発も含めてやっております。

例えば、スライド25をご覧いただきたいのですが、市町村を中心に地元企業などが参加して、地域に賦存する豊富な新エネ、既に需要家が有する太陽光発電、電気自動車など、多様な分散型エネルギーリソースをIoT技術により組み合わせ、市町村単位や複数の公共施設、民間施設などで面的に活用するなどといった事業です。あとは、スライド26にありますけれども、ゼロカーボン塾ということで、市町村職員を対象に、地域脱炭素に係る政策形成や地域協働を学び、また、市町村のノウハウ共有につながるネットワークを結成する研修会などを開催しております。

1回目の部会の意見を踏まえて、総合的にやっているということのスライド24のところにもう少し入れ込んでいくことを検討しているところです。

○白木委員 ぜひ進めていただければと思います。

○吉中会長 ほかにいかがでしょうか。

今出ている地産地消や地域での脱炭素の促進に道庁としてゼロカーボン塾等で支援していくということだと思います。一方で、地域脱炭素化促進区域の制度があると思うのですが、それはそういう考え方とどういう関係にあるのか、今、地域脱炭素化促進区域がどうなっているのかを含めてご報告いただければと思います。

○事務局（佐伯課長補佐） 地域との共生というところになろうかと思います。

論点④ということで、スライド37に整理したものがございます。

こちらの中で、1回目の部会の議論も踏まえて、促進区域やアセス、ガイドラインといったところで道の考え方を整理して、改めて共生の考え方を示したいと思っております。

○吉中会長 地域脱炭素化促進区域もカーボンニュートラル、今回のゼロカーボン推進の一つの大きなツールになり得ることだと思うのですけれども、そういうお考えでよろしいのでしょうか。

○事務局（佐伯課長補佐） 合致するものでございます。

○事務局（保坂課長補佐） 経済部GX推進課の保坂と申します。

促進区域制度の現在の進捗状況などにつきましては、今後、詳しくは温対部会や親会の場面でご報告させていただきたいと思いますが、前回、促進区域制度の関係で報告させていただいた以降は、本年の5月10日までに、市町村が促進区域を設定する際、道の環境配慮基準の取扱いを検討する期間を確保するための経過措置を適用すると判断した42の自治体からご報告いただいたところです。

促進区域の各自治体における設定状況につきましては、今、別途ご報告するために把握しているところですので、少々お時間をいただければと思います。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 先ほど吉中会長がおっしゃったように、今回の改定の中で、地域との共生というところは非常に重要な点であるということで論点とさせていただいております。

促進区域につきましても、今回の計画の改定の中にしっかりと書き込んで、道民の方々、事業者の方々と理解を共有しながら進めていくといったところは今回の改定の非常に大きなポイントの一つと捉えております。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○児矢野委員 今、会長がおっしゃられて事務局からご回答があった点に関してです。

今日の最後のところで少しお願いしようと思っておりましたが、今、ちょうど出てきましたので申し上げます。

私も、改正温対法の道基準の運用状況については、取りまとめた上で、なるべく早くご報告をお願いしたいです。

理由は主に二つあります。

一つ目は、そもそも道基準を作成した際に、実施状況について報告をいただいて、必要であれば見直しもするという話が規定に入っていた記憶があります。ゼロカーボンの計画の文脈を離れたとしても、これとももちろん関係ありますけれども、もともとの道基準がそういうふうに検証することになっていきますので、その実施という意味において、きちんと報告をしていただきたいということです。

二つ目は、令和6年度に改正温対法がさらに改正になっています。これは事務局もご存じだと思いますし、それから、道基準の作成をやっていた審議の後、吉中会長も昨年おっしゃられていたと思うのですが、他方で、令和6年改正は道基準案をここで審議した際に検討されていない、考慮していない事柄です。

この改正の中の一つの大きなポイントが、これまで市町村のみが定めることができた再生可能エネルギーの促進区域等について、都道府県及び市町村が共同で定めることができるように変更になったことに加えて、その場合は複数市町村にわたる地域脱炭素化促進事業計画の認定を都道府県が行うことになりました。そして、許認可手続のワンストップ化特例につきましても、対象となる手続、宅地造成及び特定盛土等規制法の許可手続が新たに追加されたというふうに改正されています。

したがって、私は法学専攻ですが、この部分の改正も踏まえた上で、作成した道基準の実施状況についても一度見るべきではないかという気がしております。その最初のステップという意味においても、道基準を作成したときの共通理解においても、きちんとした道基準の運用状況についてご報告をしていただきたいと思います。

それから、先ほど経過措置のお話が出ていました。経過措置の件は、昨年度だったか、よく覚えていませんけれども、表記方法が非常に曖昧なので、この点に関して結構議論になった記憶があります。したがって、経過措置の適用をしている自治体はかなり多いというお話だったのですけれども、そのことも踏まえて、詳細にきちんとご報告をお願いしたいと思います。

ぜひこれはお願いしたいと考えております。温対部会のみではなく、親委員会でもきちんとご報告をいただきたいと思います。

○吉中会長 私も全く同意したいと思うのですけれども、事務局から何かご回答いただくことはありますか。

○事務局（日野新エネルギー担当課長） おっしゃっていただいたとおり、基準のほうに毎年度報告するようにと記載されておりますので、適切な時期に報告させていただきます。どうぞよろしくお願いたします。

○吉中会長 ぜひよろしくお願いたします。

この審議会での審議、議論では、この審議会に進捗状況について随時報告してほしいという意見が強く出ておりましたし、今、児矢野委員からもそれをリマインドしていただいておりますので、適切な時期に報告しますではなく、この審議会ですべて報告をしていただければと思います。

その趣旨は、私も今回、推進計画見直しということで温暖化対策部会を中心に審議を進めていただいていると思うのですけれども、その重要なツールにもなり得る地域脱炭素化促進区域がどういうふうに使われて、それを地産地消という観点から推進していくことを道庁としてどう考えているのかということは重要なパートになっていくと思います。

地球温暖化対策部会、あるいは環境審議会ですべてご議論をいただければと思っておりますので、よろしくお願いたします。

佐藤（友）部会長代理、どうぞよろしくお願いたします。

○佐藤（友）委員 承知しました。

○吉中会長 ほかにございませんか。

○白木委員 資料6-2のスライド37の一番最後のところですが、3行目から、「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について、環境影響評価制度の運用により、良好な環境の保全について適正な配慮がなされることを確保します。」とあるのですが、ここで言っている環境影響評価制度というのは具体的には何のことかということと、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業については、上のほかの項目を見ると、そもそも、ここではあまり好ましくないのではないかと思うのですが、その2点について教え

てください。

○事務局（佐伯課長補佐） まず、一つ目の質問ですが、環境影響評価制度の運用というのは、一般的にあるアセスの制度です。この部分については、スライド36にありますように、現行において脱炭素化に向けた取組の実施に当たっては、地域の経済、社会、雇用への影響とともに動植物の生息・生育地などの保全、維持等について十分配慮しながら進めますという基本的な考え方に加えて、具体的にスライド37にあるとおり、黒丸の部分などについて取組の方向性として今後示していきたいと考えています。

○白木委員 私の質問が悪かったのかもしれませんが、今のお話ですと、環境影響評価制度というのは国の法アセスのことかと思ったのですが、これは国の法アセスの適用事業を想定しているということですか。

○事務局（佐伯課長補佐） 三つ目が国のガイドラインの後に環境影響評価制度の運用と書いてあるので、国と思われたのかもしれませんが、道のアセスの部分も当然入ってまいります。

○白木委員 道のアセスというのは、2次事業ということですか。

○事務局（佐伯課長補佐） 今、アセスの担当の者がいないのですが、道のアセスも含まれております。

○白木委員 そうすると、法アセスや道の条例アセスの適用にならないものについては、環境に著しい影響を及ぼすおそれがある開発事業であっても確保されないことになってしまうのですか。そのあたりのことをもうちょっと教えていただければと思います。

○事務局（佐伯課長補佐） こちらは、取組の基本的な考え方ということでサマリーの部分を書いていまして、具体的な取組についてはまた別のほうに章立てして書いていますので、今、この資料にはないのですけれども、重要な取組の施策について、基本的な考え方を踏まえて具体的に入れていくことを検討している状況です。具体的には、今後お示ししたいと考えております。

○白木委員 私が理解できないだけかもしれませんが、環境影響評価制度がある事業であれば、例えば、ここは環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業だということがその中で出てくるという気もします。もうちょっと具体的なことも含めて検討していただければと思います。

○吉中会長 細かい文言について今議論する必要はないと思いますけれども、スライド37の黒ボツの三つ目の第2段落の前段に「環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発事業について」とあることが誤解を招いているのかもしれませんがね。

法制度、条例アセスを含めて環境影響評価制度を運用することでしっかりと配慮がなされることを確保すると読めばいいのかなと思っております。

○事務局（本田ゼロカーボン推進局長） 誤解を生む表現になっているのかもしれませんが、検討させていただきます。

あくまでもスライド36の白丸が現行の記載でありまして、その記載を地域との共生、

地域脱炭素の加速というところで、黒丸でもう少し具体的に書いていこうという趣旨でスライド37を整理させていただいております。

考え方としては、白丸の影響、動植物の生息・生育地などの保全、維持等について十分配慮しながら進めるというのが大きな考え方であって、細かいところを黒丸で記載させていただいておりますけれども、さらに個別の施策については、先ほど事務局から申しました、次の段階での細かな施策は記載していくのですけれども、この黒丸の表現の中でも、「また」の部分についてはもう少し検討させていただきたいと思いました。

○吉中会長 どうぞよろしくお願いいたします。

地域での取組を推進していくために、最初のほうで大橋委員からもご意見がありましたけれども、地域への支援が必須だと私も考えています。それは、経済的な支援もそうですし、技術的あるいはデータやいろいろな面で北海道庁の役割が重要だと思いますので、ぜひよろしくお願いいたしますと思います。

ほかにいかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中会長 それでは、今日出されたご意見も踏まえて事務局でも検討させていただいて、部会でもご議論をいただければと思います。その上で、先ほど申し上げたとおり、ほかの関連する部会のご意見をどういうふうに得ていくのか、また、次回、この親会でどういう形で審議できるのか、事務局でぜひ前向きにご検討をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、以上で議事(6)のゼロカーボン北海道推進計画の見直しについての審議を終わりたいと思います。

以上で本日予定された議事は全て終わったかと思いますが、そのほか、何かございますでしょうか。あるいは、前段のところ言い忘れたこと等がございましたらお願いします。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中会長 基本計画のところ、今日思いつかなかったことをぜひご検討いただいて、事務局にお寄せいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、進行を事務局に戻したいと思います。

皆さん、貴重なご意見をどうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

○事務局(高橋環境政策課長) 吉中会長、どうもありがとうございました。

また、委員の皆様方には、ご審議いただき、貴重なご意見をいただきまして、お礼を申し上げます。

次回の審議会の開催は10月以降を予定しております。後日、改めて事務局から委員の皆様方に日程照会をさせていただきますので、ご協力をいただきますよう、どうぞよろしくお願いいたします。

本日いただいた意見等につきましては、事務局、関係課にバックしまして、次回の部会や本審議会にご報告できるものについては整理をしてご報告させていただければと思っております。

それでは、本日の審議会はこれで閉会いたします。

どうもありがとうございました。

以 上